

図1 通常の手続き

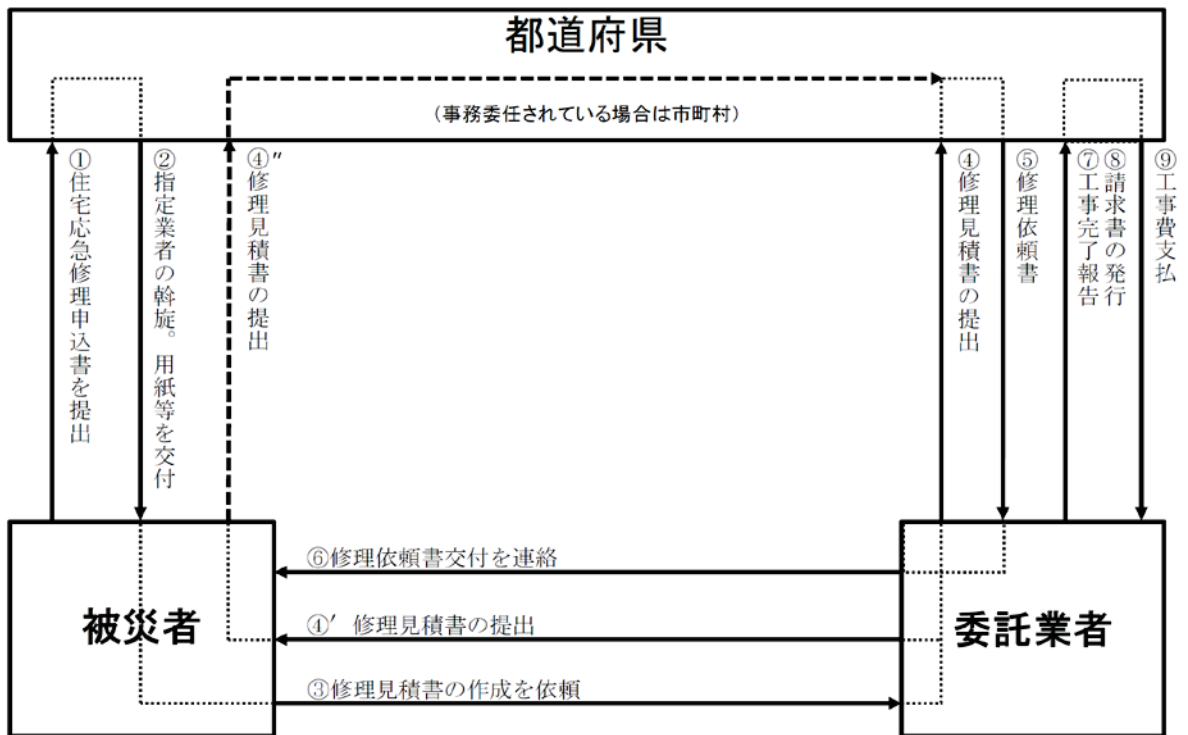
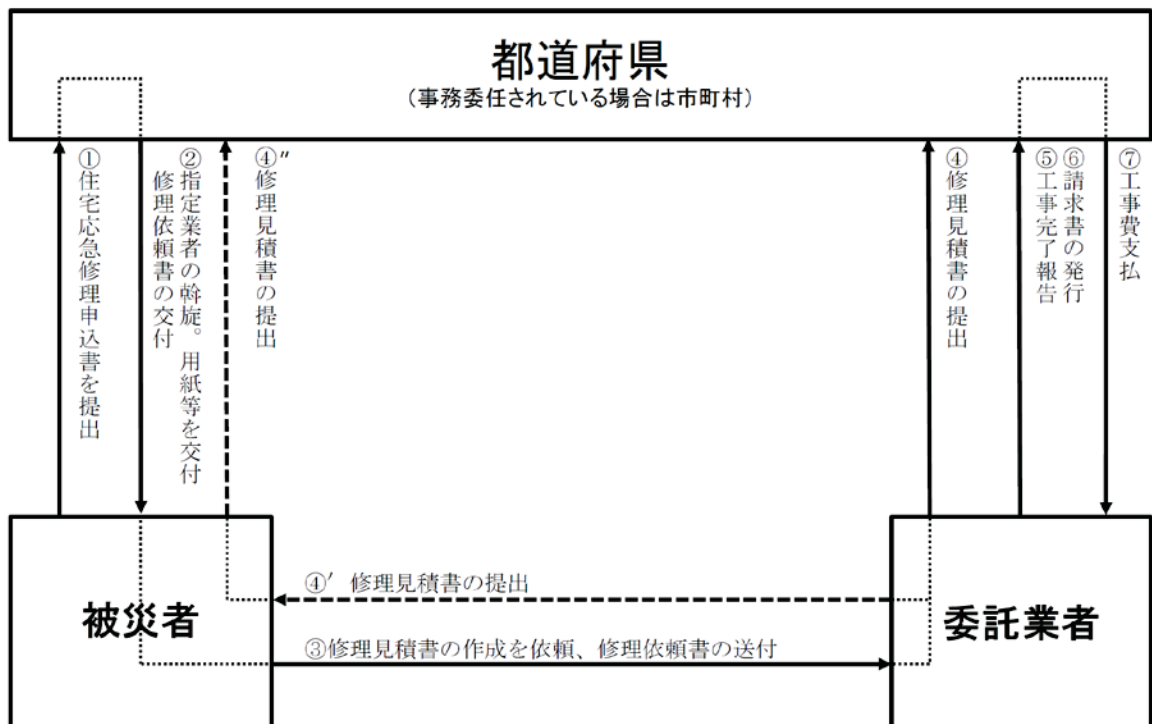


図2 修理件数が著しく多数となる場合の手続き



(6) 必要な書類

法による住宅の応急修理に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- (ア) 救助実施記録日計票
- (イ) 住宅の応急修理記録簿
- (ウ) 住宅の応急修理のための契約書、仕様書等
- (エ) 住宅の応急修理関係支払証拠書類

別紙 1

要配慮世帯

要配慮世帯とは、以下に掲げるものとする。

①	心神喪失・重度知的障害者	心神喪失の常況にある者又は児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター若しくは精神保健指定医の判定により重度の知的障害者とされた者が属する世帯
②	1級の精神障害者	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第四十五条第二項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第百五十五号）第六条第三項に定める障害等級が一級である者として記載されている者が属する世帯
③	1級又は2級の身体障害者	身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第四項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が一級又は二級である者として記載されている者が属する世帯
④	1級の障害基礎年金受給者	国民年金法（昭和三十四年法律第四百一十一号）第三十条第一項、第三十条の二第三項、第三十条の三第一項又は第三十条の四第一項若しくは第三項の規定により障害基礎年金を支給されている者で同法第三十条第二項に定める障害等級が一級である者が属する世帯
⑤	1級の特別児童扶養手当受給者	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第三百三十四号）第三条第一項の規定によりその父母又は養育者が特別児童扶養手当を支給されている障害児で同法第二条第五項に定める障害等級が一級である者、同法第十七条の規定により障害児福祉手当を支給されている重度障害児、同法第二十六条の二の規定により特別障害者手当を支給されている特別障害者又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により福祉手当を支給されている者が属する世帯
⑥	特別項症から第3項症の戦傷病者手帳保持者	戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）第四条第一項又は第二項の規定により交付を受けた戦傷病者手帳に精神上又は身体上の障害の程度が恩給法（大正十二年法律第四十八号）別表第一号表ノ二に定める特別項症から第三項症までである者として記載されている者が属する世帯
⑦	厚生労働大臣の認定を受けた原子爆弾被爆者	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第百十七号）第二条第二項の規定により被爆者健康手帳の交付を受けている者で同法第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者が属する世帯
⑧	特級、1級又は2級の公害健康被害者	公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年

		法律第百十一号) 第四条第四項の規定により公害医療手帳の交付を受けている者で、同法第二十五条第一項に定める障害の程度が公害健康被害の補償等に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百九十五号) 第十条の表に定める特級、一級又は二級に該当する者が属する世帯
⑨	常に就床を必要とし、複雑な介護を要する者	常に就床を要し、かつ、複雑な介護を要する者が属する世帯
⑩	①又は③に準ずる 65 歳以上の者	精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者でその障害の程度が第一号又は第三号に掲げる者に準ずる者が属する世帯
⑪	治療方法未確立の特殊な疾病等で国の医療費等費用負担を受けている者	治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で国の施策に基づきその医療及び療養に要する費用の全部又は一部が国により負担されるものに罹患している者が属する世帯
⑫	配偶者と死別、又は婚姻を解消した者で現に婚姻していない者等で、現に子供を扶養している者	配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)と死別し、又は婚姻を解消した者で現に婚姻(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者、配偶者の生死が明らかでない者その他これらに準ずる状態にある者で民法(明治二十九年法律第八十九号) 第八百七十七条の規定により現に児童を扶養している者が属する世帯
⑬	父母のいない児童	父母のない児童又は父母に監護されない児童が属する世帯
⑭	生活保護の要保護者	生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号) 第六条第二項の要保護者である者が属する世帯

別紙 2

収入額の算定方法

収入額の算定は、世帯が居住する住宅の被災日の属する年の前年（又は前前年）の収入について行うものとし、当該収入額は、「地方税法による総所得金額」とする。

したがって、世帯の中で所得がある人全員について各々の収入額を算定し、その合計額を世帯全体の収入額として、これより認定を行う。

※「地方税法による総所得金額」とは

当該収入が生じた年の翌年の4月1日に属する年度分の地方税法第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定によって課する同法第5条第2項に掲げる税を含む）にかかる同法313条第1項に定める「総所得金額」をいう。

例1：給与所得者・給与等収入金額－給与所得控除額

例2：事業所得者・収入－必要経費

なお、計算結果に1円未満の端数がでたときは、切り捨てるものとする。

10 学用品の給与

(1) 速やかな給与

災害が発生した場合には、教育委員会、学校等の協力を得て、速やかに被災状況を確認し、被災児童に対して必要な学用品の給与を行うこと。

ア 法による学用品の給与に当たっては、教育委員会、学校等の協力を得て、学籍簿や被災者名簿等により、被害別、学年別給与人員を正確に把握し、これらを集計して配分計画表を作成するなどし、計画的に行うこと。

なお、法による救助は、都道府県又は都道府県から救助の委任を受けた市町村が実施することを原則とするものであるが、学用品の給与に当たっては、教科書等が学校毎に異なること、また、児童生徒の確実な人員の把握が必要なこと等を勘案し、学校及び教育委員会の理解及び協力を得て、調達から配分までの実際の支給事務に限り学校が行うこととして差し支えない。

イ 法による学用品の給与は、災害発生の日から、教科書については1カ月以内、その他の学用品については15日以内に完了するよう努めること。これにより難いときには内閣総理大臣に協議して延長することを原則とする。

(2) 対象者

法による学用品の給与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うことを原則とする。

ア 法による学用品の給与は、災害により義務教育等の遅滞を防止するものであるから、幼稚園、専門学校及び大学等に就学中の者は原則として対象としないこととし、特別支援学校の小学部児童、中学部生徒及び高等部は対象としている。

イ 法による学用品の給与については、災害のため住家等に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、流通機構等の一時的な混乱により、資力の有無にかかわらず、これらの学用品をただちに入手することができない小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に対して必要最低限の学用品を給与し、これらの者の就学の便を図るものである。

ウ 法による学用品の給与は、居住する住家が、全壊、全焼、流失、半壊、半焼及び床上浸水等の被害を受け、学用品を喪失又は毀損した児童生徒に対して行うことを原則とするが、通学途中又は学校等で被災した場合であっても、都道府県知事が必要と認めたとときに限り給与して差し支えない。

ただし、この場合の判断に当たっては、市町村長から状況報告等を受けることは差し支えないが、認定については市町村長に委任できない。

エ 被災後に他市町村へ転出するなどした児童生徒には、特別な事情がない限り、本制度により学用品を給与する必要はない（特に必要性が認められる場合は、内閣総理大臣に協議して給与すること）。

オ 法による学用品の給与は、原則として、一律に給与すべきではなく、実際に使用するものを喪失又は毀損した場合に最低限必要な量を支給すること。特に、学校等に実務の協力を得て行うときには、関係者の法の趣旨に対する理解を十分に得て、一律に給与などが行われないう周知すること。

カ 対象となる公・私立諸学校があるが、支給漏れの無いように十分都道府県及び市町村で連携をとること。

キ 長期休み期間中等に災害が発生した場合、支給調査が困難になることが思慮されるが、始業に極力影響の出ないように配慮すること。

(3) 対象品目

法による学用品の給与は、応急的なものであり、必要の範囲内で行われるものであり、予備的なものは含まれないことに留意し、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

なお、法による学用品の給与として支給できる学用品は、被災状況、程度及び当該地域の実情に応じて個々に定めて差し支えないこととされている。

ア 教科書

教科書、教育委員会の承認を受けている準教科書、ワークブック、問題集等の教材

イ 文房具

ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具

ウ 通学用品

傘、靴、長靴等の通学用品

エ その他の学用品

運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、工作用具、裁縫用具等

(4) 基準額

法による学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とする。

ア 教科書代として、「教科書の発行に関する臨時措置法」第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用している教材を給与するための実費とする。

学校法人の設置する学校が使用している教材は公立学校の例による。

なお、教科書以外の教材とは、当該学校において、有効適切なものとして使用している教科書に準ずるもの又はワークブック等に類するもので、辞書、図鑑等の類は、原則として含まれない。

イ 文房具、通学用品及びその他学用品費は、基準告示に定める額以内とする。

(ア) 文房具及び通学用品費として支出できる費用の額は、当面の就学通常最低限必要なものを積算して定めたものであるため、給与に要した費用の平均額がこの額の範囲であればよいということではなく、個人毎にこの額の範囲で実施することを原則とする。

したがって、救助を要する期間の長期化等により、この額を超えた給与が必要な場合には、内閣総理大臣に協議して実施すること。

(イ) 小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒の判定の時点は災害発生の日とするが、災害が入進学時に発生し、既に個人毎に現に所有している入進学後の学用品に被害を受けたようなときには、個々の実情に応じ、それぞれ小学校児童、中学校生徒又は高等学校等生徒に準じて取り扱って差し支えない。

ウ 同一品目で価格の異なる場合は、平均価格をもって精算しても差し支えない。

(5) 必要な書類

法による学用品の給与に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 学用品の給与状況
- ウ 学用品購入関係支払証拠書類
- エ 備蓄物資払出証拠書類

1 1 埋葬

(1) 速やかな実施

災害が発生したときには、直ちに地元火葬場の被害状況を調査し、火葬場の処理能力を把握し、法による埋葬が必要な遺体について速やかに埋葬すること。

ア 速やかな埋葬を希望する遺族に対し、必要に応じて埋葬のための相談窓口を設置し、火葬場、遺体の搬送等の広域的な情報を的確に提供すること。

イ 地元火葬場が被災したときには、広域的な火葬ができるよう、遺体の搬送のための車両、ドライアイス、棺、骨壺等の確保、ヘリコプターを活用した広域的搬送体制等について検討すること。

ウ 火葬場の被災等により地元での火葬が困難なときは、速やかに他の都道府県に応援を要請し、これらの協力を得るなどし、法による埋葬を円滑に行うこと。

(2) 留意点

災害発生直後の混乱期に遺体が発見されたときには、遺族等の関係者に遺体を引き渡すことが原則であり、遺族等が埋葬をできない場合、又は遺族等に引き渡しをできない場合などに法による埋葬を行うものであるので留意すること。

ア 法による埋葬は、災害時の混乱期による応急的な仮葬であるが、遺族の心情を察し、できるだけ丁寧な埋葬を行うこと。

イ 法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わない。

(ア) 直接災害のため傷病を受け、亡くなった者に限らない。

(イ) その他の病気等でたまたま災害時に亡くなった者に対しても法による埋葬を実施して差し支えない。

(ウ) 災害発生以前に死亡した者であっても、埋葬が行われていない遺体については、同様に取り扱って差し支えない。

ウ 死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則（昭和33年国家公安委員会規則第3号）等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による埋葬を行わないこと。

なお、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行って差し支えない。

エ 法による埋葬は、災害の際に亡くなった者に対し、遺族がいないか、遺族がいても、災害による混乱期等のため、資力の有無にかかわらずその遺族が埋葬を行うことが困難な場

合に実施するものである。

なお、埋葬が困難な場合とは、次に掲げる場合等が考えられる。

- (ア) 遺族が緊急に避難を要するため、時間的にも、労力的にも、これらを行うことが困難であるとき。
 - (イ) 火葬場等が被災するなどして使用できないなど、個人ではこれらを行うことが困難であるとき。
 - (ウ) 流通機構等の混乱のために、資力の有無にかかわらず、棺、骨壺、その他の必要な物資等が入手できないとき。
 - (エ) 埋葬を行う遺族がいないか、いても高齢、幼少、傷病等のためこれらを行うことができないとき。
- オ 法による埋葬を外国人に対して行うことも差し支えないが、火葬を行うことに問題が生じる国があるなど、風俗・習慣・宗教等の違いから問題が生じるおそれがあることから、できる限りこれらについて配慮すること。

(3) 期間

法による埋葬ができる期間は次により定めること。

- ア 法による埋葬に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の埋葬に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。
- イ アにより埋葬を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による埋葬を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。
- ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間を超えて法による埋葬が必要な場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により埋葬を実施する期間を延長できる。
 - (ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。
 - (イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。
 - (ウ) 更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 支給範囲

法による埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材の現物をもって実際に埋葬を実施する者に支給すること。

- ア 棺（付属品を含む。）
- イ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
- ウ 骨壺及び骨箱

(5) 基準額

法による埋葬のため支出できる費用は、基準告示に定める額以内とする。

- ア 基準告示に定める額は、棺及びその付属品等の最小限必要な物品を揃え、最小限必要な埋葬又は火葬等の措置を行える額により設定されている。

したがって、法による埋葬のため支出できる費用は、平均額が基準告示に定める額の範囲であればよいということではなく、原則として、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。
- イ 法による埋葬の程度は、災害による一時的混乱時期に行うものであって、いわば応急的な仮葬であり、正式の葬祭ではない。

ただし、災害発生から一定期間を経て、一定の体制が確保できた段階で、基準告示に定める額以内で、その地域における最低限の葬祭と認められる範囲の葬祭を仮葬として実施することを認めないとする趣旨ではない。

ウ 供花代、酒代等は、非常時の混乱したときに行われる仮葬に必ずしも必要なものとは言いがたいので、法による埋葬の費用として考えていない。

ただし、その地域において最低限必要なものを、基準告示に定める額以内で行うことを認めないとする趣旨ではない。

エ 埋葬の際の通常の人件費及び輸送費相当は、基準告示に定める額に含まれている。

ただし、当該市町村の火葬場が被災により使用できなくなった場合及び他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならないなどの特殊な事情にあり、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が特に必要となった場合には、事前に内閣総理大臣に協議の上、特別基準を設定して、支出すること。

オ 葬祭等を実施するゆとりのないときであっても、遺族等の心情を斟酌し、遺体の取扱いにあってはできる限り丁寧に扱うこと。

(6) 現物支給

埋葬は、いわゆる土葬であっても、火葬であっても差し支えないが、制度の性格から、救助の実施機関である都道府県又は市町村が現物支給することを原則とする。

ア 現物支給を原則としているので、救助の実施機関である都道府県又は市町村が火葬、土葬又は納骨等の役務提供までを含めて行うことも差し支えない。

イ 現物支給を原則としているが、制度の趣旨から、棺、骨壺等を支給することにより、遺族等が埋葬を行えるのであれば、これらの支給のみで済ませることも差し支えない。

ウ 特別な事情があり、原則として第三者により埋葬が行われたときに、例外的にその実費（基準告示に定められた額を支給するものではなく、実際に支出された実費とするので留意すること。）を、基準告示に定める埋葬のため支出できる費用の額以内で支出して差し支えない。

(7) 法適用市町村以外での埋葬

法による救助が適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した死体が当該災害によるものであると推定できる場合は、次により措置すること。

ア 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地の都道府県知事が統括する市町村である場合は、当該市町村長は、直ちに救助の適用市町村長に連絡して、遺族等の関係者に遺体を引き取らせること。

ただし、引き取る暇のない場合においては当該都道府県知事に遺体の漂着の日時、場所等を報告するとともに、必要に応じてその指揮を受けて、当該市町村長が法による埋葬を行うものとし、これに要する費用については都道府県が支弁すること。

イ 漂着した地域の市町村が、救助の行われた地以外の都道府県知事の統括する地域の市町村である場合は、当該市町村長は、前号の例により措置することとし、それに要する費用については、当該市町村を包括する都道府県知事が支弁すること。

この場合の埋葬は、救助の行われた地の都道府県知事に対する救助の応援として取り扱い、当該都道府県は、その支弁した費用について、法第20条の規定により、救助の行われた地の都道府県に対して求償することができる。

(8) 災害以外の遺体の取扱い

法による救助の適用市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できない場合においては、当該市町村長が、行旅病人及び行旅死亡人取扱法（明治32年法律第93号）の定めるところに従って、その遺体を措置すること。

当該措置後において、当該救助の実施期間内にその遺体の漂着が当該災害によるものであると判明した場合に限り法による救助の実施とみなして取り扱い、それに要した費用については前述の例により取り扱って差し支えない。

(9) 必要な書類

法による埋葬を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 埋葬台帳
- ウ 埋葬費支出関係証拠書類

1.2 死体の捜索

(1) 死体の捜索の実施

災害が発生したときには、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して、速やかに捜索を行うこと。

なお、法による死体の捜索については、原則として概ね法による被災者の救出の例に準じて取り扱われることとなるが、被災者の救出とは若干異なる点もあるので留意して取り扱うこと。

(2) 期間

法による死体の捜索を実施できる期間は次により定めること。

ア 法による死体の捜索に必要な期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の捜索の必要性が明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより死体の捜索を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の捜索を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による死体の捜索を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により法による死体の捜索を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(3) 基準額

法による死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とする。

法による死体の捜索も、法による被災者の救出同様、遺体を回収するために必要であれば、

真に必要なやむを得ない経費は額の限度もなく、様々な方法によることができるが、公費の支出という観点から、できる限り適正な程度及び方法で実施しなければならないことは、被災者の救出と同様である。

(4) 必要な書類

法による死体の捜索に当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 捜索用機械器具燃料受払簿
- ウ 死体の捜索状況記録簿
- エ 死体捜索用関係支出証拠書類

1.3 死体の処理

(1) 死体処理の実施

災害が発生したときには、速やかに遺体を一時的に収容するための遺体の収容場所、遺体搬送のための車両等、遺体保存のためのドライアイス等を確保するとともに、遺体の検案について警察との連携を密にし、検案担当医師を遺体安置所に集中的に配置する等、検案体制の整備を図り、効率的に検案を行うこと。災害発生直後の混乱期に遺体が発見された場合は、原則として、次により必要に応じて法による死体の処理を行い、遺族等の関係者に遺体を引き渡すこと。

ア 遺体識別のため、また、遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体がある程度まで修復しなければならないことなどから、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置等を行うものである。

イ 遺体の身元を識別するため、また、遺族への引き渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないなどのことから、法による死体の処理として、遺体の一時保存を行うものである。

ウ 医師の診療中の患者でない者が死亡した場合、又は医師の診療中の患者が最後の診療後24時間以上を経過した後に死亡した場合に、その遺体について死因その他につき医学的検査をなさなければならないことから、法による死体の処理として、検案を行うものである。

エ 災害発生直後の混乱期であっても、遺体の取扱いに当たっては、遺族の心情を察し、できるだけ丁重に取り扱うこと。

オ 遺体の検案は原則として救護班が行うこと。ただし、救護班によることができない場合は他の医師により検案を行って差し支えない。

カ 法による死体の処理は、災害の混乱期に行うものであるから、その死因及び場所の如何を問わないことは、埋葬等の場合と同じである。

(2) 犯罪等の疑いのある場合

死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、刑事訴訟法及び検死規則(昭和33年国家公安委員会規則第3号)等の変死体の取扱いに関する他の法令の規定によるべきであるので、ただちに警察署に届けることとし、法による死体の処理は行わないこと

は埋葬の場合と同じである。

また、同様に、警察官が発見した遺体又は警察官に届け出がなされた遺体であっても、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡されたときには、必要に応じて遺体の一時保存等、法による死体の処理を行って差し支えない。

(3) 期間

法による死体の処理ができる期間は次により定めることとする。

ア 法による死体の処理に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上、遺体の処理に要する期間が必要であることが明らかな場合は、その期間とすること。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより死体の処理を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による死体の処理を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に遺体の処理を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により遺体の処理を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による死体の処理のため支出できる費用は、次によること。

ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり基準告示に定める額以内とする。

イ 基準告示に定める額は、最小限必要な措置を行える額により設定されているので、これらに要する総費用の平均額がこの額の範囲内であればよいということではなく、個々の遺体についてこの額の範囲で実施するという考え方である。

ウ 遺体の一時保存のため支出できる費用は、既存建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合はこれらに要する費用の平均額で1体当たり基準告示に定める額以内とし、ドライアイス等が必要な場合は、各々、当該地域における通常の実費を加算することができる。

エ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。

オ 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置及び検案については、別途、賃金職員等雇上費又は輸送費が認められるが、遺体の一時保存のための通常の人件費及び輸送費は、基準告示に定める既存の建物を利用できない場合の遺体の一時保存のための費用に含まれている。

したがって、他の市町村に運んで遺体の一時保存を行わなければならない特殊な事情にある場合などには、内閣総理大臣に協議して別途賃金職員等雇上費又は輸送費として支出する。

(5) 法適用以外の市町村の場合

法による救助の適用された市町村以外の市町村の地域に漂着した遺体が当該災害によるものであると推定できる場合、又は当該災害によるものであると推定できない場合のいずれの場合についても埋葬の例によること。

(6) 必要な書類

法による死体の処理を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

- ア 救助実施記録日計票
- イ 死体処理台帳
- ウ 死体処理費支出関係証拠書類

14 障害物の除去

(1) 障害物の除去の実施

災害が発生したときには、法による災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去（以下、「障害物の除去」という。）が必要な住宅に対して、必要に応じて関係事業者団体等の協力を得て、速やかにこれらの除去を行うこと。

特に、障害物の除去の対象者については、自らの資力をもってしては、障害物の除去を実施し得ない者をその対象としているところであるので、できる限り適正な判断をするとともに、対象者の判断に時間をとられることなく迅速な障害物の除去を行うこと。

法による障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了するよう努めること。これにより難しいときには内閣総理大臣に事前に協議すること。

(2) 対象者

ア 法による障害物の除去は、住家の一部又は全部に障害物が運びこまれ一時的に居住できない状態にあり、自らの資力では当該障害物を除去し、当面の日常生活に最低限必要な場所を確保できない者に対して行うものである。

(ア) 法による障害物の除去は、災害により受けた被害を補償するものではなく、障害物のために日常生活を営むのに支障をきたす場合に、応急的に最低限必要な場所を確保するため行うものであるから、居室、台所、玄関、便所等の日常生活上欠くことのできない場所を対象とし、物置や倉庫等は対象とならない。

また、住家の一部に障害物が運び込まれても、日常生活を営むのに最低限必要な場所を確保できている場合や、他に被害の少ない建物を所有し、日常生活を営むのに心配のない場合には実施する必要はない。

(イ) 法による障害物の除去の程度は、被災前の状態に戻す、いわゆる現状復旧を目的とするものではないので、主要な障害物を除去すれば一応は目的を達せられ、その後の室内の清掃等は、通常、居住者によってなされることとしているので、法による障害物の除去には含まないことを原則とする。

(ウ) 自らの資力では障害物の除去ができない者には、相当額の貯金又は不動産等がある者や障害物の除去のための一時的な借金ができるような者は原則として含まないことは他の救助の場合と同様である。

(エ) 障害物の除去は、当該災害によって住家が直接被害を受けた場合を想定しているが、法の適用以前の浸水、火災時の破壊消防等によるものであっても、現に障害物の除去を必要とし、自らの資力では実施できない者については、対象として差し支えない。

(オ) 障害物の除去の対象は、この制度の趣旨から、全焼、全壊及び流失の住家や、床下浸

水の住家には実施する意味がないことから、半焼、半壊又は床上浸水の住家とする。

また、制度の趣旨から、住家が半焼、半壊又は床上浸水したからといって、必ず行わなければならないものではない。

(カ) 障害物の除去は、住宅の応急修理と同様の理由で、そこに居住していた世帯に対して行うものであり、自らの所有する住家か、借家等かを問わないことは他の救助（応急仮設住宅及び住宅の応急修理）の場合と同様である。

イ 法による障害物の除去において、平年に比して積雪量が多く、若しくは短期間に集中的な降雪があり、これを放置すれば、住家の倒壊等により、多数の者の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって、自らの資力及び労力によっては除雪を行うことができない者に対しては、住家の除雪（雪下ろし等）の実施が可能である。除雪を行うにあたっては、日常生活に支障がない範囲内で実施するものであり、事前に内閣総理大臣あて協議の上、同意を得て行うこと。

また、雪害に対する除雪に際しての空き家等の取扱については、空き家等の管理者が除雪を行わないことにより倒壊して、隣接している住家に被害が生じるおそれがある場合など、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあるときは、住家の除雪（雪下ろし等）の対象に含めることは可能である。

なお、豪雪災害における除雪においては、特別基準を設置して除雪の実施期間を延長するだけでなく、その他の風水害や地震と異なり長期間継続する自然災害であるという特殊性を踏まえ、一度除雪が完了して実施期間を延長しなかったとしても、再び除雪の必要性が発生した時点で、除雪の実施を再開することが可能である。

(3) 期間

法による障害物の除去を実施できる期間は次により定めること。

ア 障害物の除去に要する期間が予測できる場合、又は、一定期間以上の障害物の除去が必要であることが明らかな場合は、その期間とする。ただし、この期間が10日を超える場合は、内閣総理大臣と協議すること。

イ アにより障害物の除去を実施する期間を定められない場合は、とりあえず法による障害物の除去を実施する期間を災害発生の日から10日以内で定めること。

ウ ア及びイのいずれの場合も、定められた期間内に法による障害物の除去を完了できない場合は、内閣総理大臣と協議の上、次により障害物の除去を実施する期間を延長できる。

(ア) 延長すべき期間が予測できる場合、又は、延長すべき期間は予測できないが、一定期間以上の延長が必要であることが明らかな場合は、それぞれその期間とする。

(イ) その他の場合には延長する期間を原則として10日以内で定めること。

(ウ) (ア) 及び (イ) のいずれの場合であっても、更に再延長が必要な場合は、同様にいずれかにより取り扱うこと。

(4) 基準額

法による障害物の除去のため支出できる費用は、スコープその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、並びに輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり基準告示に定める額以内とする。

ア 1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用は、1世帯当たりの平均を示したものである。

イ 特別な事情があり、全体の平均が、法による1世帯当たり障害物の除去のため支出でき

る費用の額以内で対応できない場合は、事前に内閣総理大臣に協議すること。

ただし、法による障害物の除去は、(2)のイのとおり、被災前の状態に戻すいわゆる現状復旧は勿論、災害による住宅の損害を補填するような性格は全くないので、原則として、その場所は被災者が起居する日常生活に不可欠な最低限必要な場所に、また、その程度は主要な障害物を除去するにとどめること。

ウ 法による障害物の除去のため支出できる費用は、機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費、並びに工事等事務費等一切の経費を含むものである。

したがって、工事関係者を法第7条の規定による従事命令によって従事させた場合の従業者の実費弁償の額については、障害物の除去のため支出できる費用の額に含まれるものであることは住宅の応急修理の場合と同様である。

エ 同一住家(1戸)に2以上の世帯が居住している場合における障害物の除去は、1世帯当たりの障害物の除去のため支出できる費用の額以内とすることは住宅の応急修理の場合と同様である。

(5) 留意点

法による障害物の除去については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、都市災害復旧事業等、関連施策に留意して実施すること。

ア 法による障害物の除去は、通常、住家内を対象としているが、原則として敷地内については、住家への出入口等で日常生活に支障をきたすもの、また、放置しておくことが居住者等の生命に危険を及ぼす可能性のあるものは、実施して差し支えない。

ただし、道路又は河川等、管理責任者がいる場合は、それら管理責任者が実施すべきで、通常、他の制度により実施ができるときには他法他施策を優先させることとなるので、法による救助の対象とならないのが通例である。

イ 災害による発生したごみ等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等により除去されることとされているが、同法による除去は公衆衛生の維持向上を目的とし、敷地内は占有者等が行うこととされているため、これらのものが日常生活に支障をきたす場合、又は、身体・生命に危険を及ぼす場合等には、通常、敷地内からの搬出に限り、法による障害物の除去の対象となる。

【参考】阪神・淡路大震災では、廃棄物の処理として、がれきの収集・運搬等に加え、特例的に損壊した家屋等の解体についても公費で措置することなどとし、敷地内のがれき等についても措置されたため、法による障害物の除去として敷地内の建物のがれき処理等は行われなかった。

ウ 都道府県ないし市町村が業者に委託して実施する場合においては、対象世帯ごとに委託しても、一括で委託しても差し支えない。

(6) 必要な書類

法による障害物の除去を実施するに当たっては、原則として次に掲げる書類、帳簿等を整備し、保存すること。ただし、これらの整備等が著しく困難な場合には、できる限りこれらに代わるものを整備保存すること。

ア 救助実施記録日計票

イ 障害物除去の状況

ウ 障害物除去支出関係証拠書類

1.5 輸送費及び賃金職員等雇上費

(1) 法による輸送の例

法による応急救助を実施するために必要な輸送としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模・態様が様々であることから、次に掲げる場合に、ここでいう輸送を必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の承認を得て、これを行うことができる。

ア 被災者の避難のための輸送

(ア) 被災者の避難のための輸送には、避難者自身を避難させるための輸送と、被災者を誘導するための要員、資材等の輸送が考えられる。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られる。

したがって、5の(1)のアの(オ)の救出の場合と同様、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象とならない。

しかしながら、これらの運搬を行わなければ本人の避難等に支障がある場合に、被災者全体の避難に支障をきたさない範囲で、併せて実施することを禁じるものではない。

(ウ) 被災者の避難のために必要な要員及び資材等の輸送の費用であるが、避難所設置のための要員及び資材の輸送は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な場合を除き、ここでいう輸送として支出しないこと。

特別な場合とは、離島のため空輸等が必要な場合、交通が著しく混乱し通常の方法での確保が極めて困難な場合等が考えられる。

(エ) 堤防決壊防止のための資材等の運搬等、災害予防及び被害拡大防止のための費用はその効果が避難と同一効果をもたらすものであっても、法による救助ではなく、他の制度により費用を負担すべきものであるため、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、法による救助のために運搬した資材等を、緊急やむを得ない場合に、これら経費について他制度等で負担することを前提とし、これを利用させることを妨げるものではない。

(オ) 警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の行った被災者の輸送等については、特別な事情がない限り、それぞれの業務として考えられ、それぞれが負担するのが通常であるから、原則としてここでいう輸送には当たらないこと。

ただし、法による救助の一環としてそれぞれの業務を超える範囲の救助に要した経費を求償されることがあるので、自衛隊等に派遣要請等を行った場合には、派遣契約の締結の際によく注意する(第3の8参照)とともに、要求があった際には、内閣府と連絡調整を図ること。

(カ) 輸送の対象となる避難は、原則として次のような場合の避難であって、市町村長の指示等に従って行われた避難とする。したがって、市町村長の指示等に従わずに、住民等が勝手に避難した場合の輸送は、原則として、ここでいう輸送には当たらない。

① 都道府県知事、市町村長又は警察官等により避難命令(勧告)等が発せられた場合の避難。

② 緊急時のために都道府県知事、市町村長又は警察官等による避難命令等が発せられる暇がなかったが、客観的にみて当然避難を要する状況にある場合の避難。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅するときの輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、災害直後のことでもあり、橋梁の流失、道路の決壊等があつて、帰宅しようにも帰宅することが困難な場合等には、帰宅の輸送も認めて差し支えない。

イ 医療及び助産のための輸送

(ア) 医療等のための輸送は、救護班では対応できない重篤な患者を病院又は診療所（以下、「病院等」という。）へ輸送する場合、又は、救護班を被災地や避難所等へ輸送する場合などの輸送である。

(イ) 救護班の医薬品及び衛生材料等の輸送については、原則として救援物資の輸送として整理すること。

(ウ) 病院等を退院の際の輸送は、通常、ここでいう輸送に当たらない。

ただし、傷病が癒えず、重症ではあるが在宅で療養ができるとの診断がなされ、帰宅する場合などで、自らの力で帰宅することが著しく困難な場合には、法による輸送を行って差し支えない。

ウ 被災者の救出のための輸送

(ア) 被災者の避難は被災からの予防的な救助であるのに対して、被災者の救出は最も緊急度の高い応急的な救助と考えられる。

避難であるか救出であるかは、被災者の急迫度合いによるものと考えてよいが、その考え方、手段及び方法はほぼ同一と考えられ、被災者の避難の場合に準じて取り扱って差し支えない。

(イ) 法による救助として実施する輸送は、被災者の生命の安全を図るための輸送に限られ、ペット、家財等の運搬は対象としないが、本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に、被災者全体の輸送に支障をきたさない範囲内で、併せて実施することを禁じるものではないこと、災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、救出と同一の効果をもたらすものであつても、ここでいう輸送には当たらないこと、また、警察、消防、自衛隊、海上保安庁等が実施した輸送についても、それぞれで負担するのが通常であり、原則として、ここでいう輸送に当たらないことは、被災者の避難の場合と同様である。

エ 飲料水の供給のための輸送

(ア) 飲料水の供給のための輸送には、飲料水そのものの輸送と、飲料に適する水を確保するための輸送とが考えられ、いずれも飲料水の供給のための輸送として差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するための輸送とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理に必要な要員、機械、器具及び資材の輸送をさす。

オ 死体の捜索のための輸送

死体の捜索のための輸送は、被災者の救出のための輸送と同様に考えて差し支えない。

カ 死体の処理のための輸送

(ア) 死体の処理のための輸送には、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置及び検案のための救護班の輸送、遺体の処理のための衛生材料等の輸送、遺体の発見場所から一時安置所までなどの遺体そのものの輸送、並びに遺体を輸送するための要員等の輸送などが考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための資材及び要員等の輸送については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、特別の事情がない限り、ここでいう輸送とはならない。

キ 救援用物資の輸送

救援用物資とは、被災者に給与する毛布、被服及び日用品等の生活必需品だけでなく、食料、学用品、燃料、医薬品、衛生材料及び義援物資等、被災者の応急救助のために直接使用されるあらゆる物資の輸送をさす。

ただし、他の法令等によりその費用が措置される物資については原則として除かれる。

なお、次に掲げる資材等については、基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に通常必要となる額は含まれているので、特別な事情にある場合を除き、対象とならない。

- (ア) 避難所設置のための資材等
- (イ) 応急仮設住宅建築のための資材等
- (ウ) 住宅の応急修理のための資材等
- (エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱
- (オ) 死体の一時保存のための資材等
- (カ) 障害物の除去のための資材等

(2) 法による賃金職員等の例

法による応急救助を実施するために必要な賃金職員等としては、次に掲げるものが考えられる。

しかし、災害はその規模、態様が様々であることから、次に掲げる場合に、賃金職員等の雇い上げを必ず行わなければならないものではなく、また、次に掲げる場合以外であっても、十分な救助がなし難い場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、これを行うこと。

ア 被災者の避難のために必要な賃金職員等

(ア) 避難の誘導等は、通常、地方自治体職員等（消防又は警察関係職員等を含む。）を中心として、地域住民の協力の下に行うことが原則であり、災害の突発性を考えたときには、これらの要員を賃金職員等で雇い上げて対応することは至難のことと考えられるが、多数の被災者を避難させるためなど、何らかの事情により地方自治体職員等では十分な誘導ができない場合、誘導のための要員を賃金職員等として雇い上げることができる。

(イ) 法による救助として実施する避難は、被災者の生命の安全を図るための避難に限られ、ペット、家畜、家財道具等の運搬は対象としないが、これらの運搬を行わなければ本人自身の救助に支障をきたし、被災者全体の避難に支障をきたさない限りは、併せて実施することを禁じるものではないのは前述のとおりであるが、これを実施するために特別に賃金職員等を雇い上げることは、原則として認められない。

(ウ) 避難所の設置及び維持管理のための要員は、避難所を設置するための経費に含まれているので、特別な事情がある場合を除き、ここでいう賃金職員等として支出しないこと。

特別な事情がある場合とは、例えば、被害が甚大などの理由により、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）の要員が不足し、また、人心も定まらず騒擾のおそれなどがあり、自治組織、警察、地方自治体職員等（学校教職員を含む）のみで避難所の治安を維持することが困難なため、警察等にあたる職員を雇い上げることが必要な場合等が考えられる。

これらの場合に、法による避難所設置のため支出できる費用の範囲を超え、特別に賃金職員等を雇い上げる場合は内閣総理大臣に協議する必要がある。

(エ) 災害の予防、被害拡大の防止のための費用は、被災者の避難のための輸送の場合と同

様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、業務時間の割合等で負担すべきである。

(オ) 原則として警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公庁等が行った救助等については、被災者の避難のための輸送の場合と同様に、ここでいう被災者の避難のために必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、輸送の場合と同様に、これら業務の範囲を超えた救助に対して求償がなされた場合は、内閣府と連絡調整を図ること。

(カ) 被災者の避難のために必要な賃金職員等とは、避難を命じた市町村長等が、そのために雇い上げた賃金職員等に限られ、個人が避難したときに当該個人が任意に雇った人員等は、原則として、ここでいう賃金職員等には当たらない。

(キ) 避難を終え、各自が帰宅する場合の取扱いは、被災者の避難のための輸送の場合と同様である。

イ 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等

(ア) 炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等については、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員、ボランティア等の協力により行われるのが通常であるので、特別な事情にない限りは必要ないと考えられる。

(イ) 特別な事情がある場合には、例えば、ボランティア等への炊き出し等が必要で、これに要する経費を救助事務費として計上できないため、内閣総理大臣に協議し、賃金職員等雇上費として支出する場合等が考えられる。

ウ 飲料水の供給のために必要な賃金職員等

(ア) 飲料水の供給のために必要な賃金職員等には、飲料水そのものの輸送及び配分等と、飲用に適する水を確保するために必要な要員が考えられるが、いずれも飲料水の供給のために必要な賃金職員等と考えて差し支えない。

(イ) 飲料水を確保するために必要な人員とは、通常の水を飲用に適した水とするために行う各種処理を行うために必要な人員をいうこと。

エ 医療及び助産のために必要な賃金職員等

(ア) 救護班で対応できない重篤な患者を運ぶ場合は、警察、消防、自衛隊及び地域住民等で実施すると考えられ、警察、消防及び自衛隊が実施した場合の費用は、通常、それぞれで負担することが原則となると考えられる。

しかしながら、これらだけでは十分な救助がなし難い場合等に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、重篤な患者を運ぶ者を雇い上げる場合が考えられる。

(イ) 救護班の医師、看護婦及び薬剤師については、公立病院又は日本赤十字社等より派遣を受け、編成することとしているが、これらだけでは十分な医療スタッフを得られない場合に、その他の医療機関から必要な要員を雇い上げることが考えられる。

また、救護班の事務を行う者又は被災地や避難所等へ医療班を輸送する運転手等については、官公署、公立病院又は日本赤十字社等の職員等が行うと考えられるが、これらだけでは十分な救助がなし難い場合に、医療及び助産のために必要な賃金職員等として、救護班の事務を行う者、被災地や避難所等へ救護班を輸送する運転手等を雇い上げる場合が考えられる。

(ウ) 救護班のスタッフに係る費用は、官公署及び公立病院等の職員等については、時間外勤務手当等について救助事務費で、日本赤十字社の職員については法第19条の規定に基づく補償で対応することとなっており、その他の場合に限り、ここでいう賃金職員雇上費の対象となる。

ただし、賃金職員等として雇い上げた者の業務上の傷病又は死亡時の補償等は、雇い上げた都道府県の責任により当該都道府県の定めるところにより措置されることとなり、医師、看護師及び薬剤師については、法第7条に基づく従事命令の場合と異なり法第12条に定める扶助金の対象とならないことから、これら補償等の問題に特段の支障がないよう配慮して雇い上げること。

なお、医師、看護師及び薬剤師については、必要な職員を雇い上げることができない場合であって、このため十分な救助がなし難い場合に限り、法第7条に基づく従事命令により要員を確保することもやむを得ないものである。

(エ) 退院の際の帰宅する場合等の取扱いは、医療及び助産のための輸送の場合と同様である。

オ 被災者の救出のために必要な賃金職員等

(ア) 被災者の救出についての考え方、被災者の避難であるか、救出であるか等は、被災者の救出のための輸送の場合と同様であり、その考え方、手段及び方法は被災者の避難のための輸送の場合と同様とする。

(イ) 法による救出は、被災者の生命の安全を図るための救出に限られ、例外的に本人自身の救出に支障をきたすなどの場合に被災者全体の救出に支障をきたさない範囲で、併せてペット、愛玩具等のごく限定的なものについて実施することを禁じるものではないが、このために特別に賃金職員等を雇い上げることは認められないことなどは、被災者の避難のための賃金職員等の場合と全く同様である。

(ウ) 被災者の避難のための賃金職員等と同様に、災害の予防、被害拡大の防止、また、原則として警察、消防、自衛隊、海上保安庁等の直接救出作業に関係ある官公署等にかかる賃金職員等についても、ここでいう被災者の救出に必要な賃金職員等には当たらない。

ただし、災害の予防、被害拡大防止のため、法による救助のための賃金職員等を当該業務に従事させることを妨げるものではないが、費用の負担については、前述のとおり業務時間の割合等で負担すべきである。

カ 遺体の捜索のために必要な賃金職員等

遺体の捜索のための必要な賃金職員等は、被災者の救出と同様に考えて差し支えないこと。

キ 遺体の処理のために必要な賃金職員等

(ア) 遺体の処理のために必要な賃金職員等は、遺体の消毒、縫合、洗浄等の処置、遺体の発見場所から一時安置所までの輸送を行うための要員等が考えられる。

(イ) 遺体の安置所設置のための要員等については、基準告示に定める遺体の一時保存に要する費用の範囲内に含まれているので、原則として、ここでいう遺体の処理のために必要な賃金職員等として支出しないこと。

ク 救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等

救援用物資とは、救援用物資の輸送で触れたように、被災者の応急救助のために直接使

用されるあらゆる物資をいう。

ただし、原則として、他の法令等によりその費用が措置される物資又は基準告示に定める各救助を実施するため支出できる費用に含まれる次に掲げる資材等は対象とはならない。

- (ア) 避難所設置のための資材等
- (イ) 応急仮設住宅建築のための資材等
- (ウ) 住宅の応急修理のための資材等
- (エ) 埋葬のための棺、壺及び骨箱
- (オ) 死体の一時保存のための資材等
- (カ) 障害物の除去のための資材等

(3) 期間

応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用が認められる期間は、原則として、それぞれの救助が行われている期間内とする。

特別な事情にあり、それぞれの救助が行われている期間を超える場合には、内閣府と連絡調整を図ること。

(4) 費用

応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。

ア 応急救助のため支出できる輸送費は、輸送契約による場合の輸送費のほか、自動車等の輸送用機器等の借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費等である。

(ア) 輸送費については、輸送契約の形態及び内容によって様々な場合が考えられるが、概ね次により取り扱うこと。

① 輸送業者等との契約については次の点に留意すること。

- a 狭義の運賃のほか、保管料、搬出料、人件費等が輸送費の中に含まれていることは差し支えない。
- b 危険地区への輸送であることから、割増料金等が必要となる場合には、平常時の料金等を参考に社会通念上許容できる適正な範囲内で契約するよう努めること。

② 輸送業者以外の者から車両又は船舶等を借り上げる場合は次によること。

- a 官公署又はその他の公共的な団体等の有する車両、船舶等の輸送機器等の借り上げについては、それら団体の性格から、特別の定めがない限りは、無償で借り上げることを原則とするが、故障の修繕費用等については支出しても差し支えない。
- b aの場合を除き、輸送業者以外の者から車両又は船舶を借り上げる場合は、輸送業者等との契約と異なり、通常それによる営業利潤を見込む必要はない。

したがって、原則として原価償却費等の実費に、必要に応じて運転手の人件費や燃料等の実費等を弁償すれば概ね足りると考えられるので、特別な事情がある場合を除き輸送業者等との契約より安価になるよう留意すること。

- c bの場合、原価償却費の中に一定の修繕費等を積算した場合、通常、故障の際の修繕費等は必要ないと考えられるが、一般的な修繕費等の中には、特殊な故障は含まれていないのが通例であるため、修繕費を支払わねばならなくなる場合も考えられる。

したがって、契約及び借上料の積算はできる限り明確にしておく必要がある。

(イ) 輸送費については、当該都道府県及び都道府県外のいずれも対象となると考えられるが、通常、物資の価格は着駅価格で、輸送費は物資の価格の中に織り込まれるのが一般的と考えられることから、この場合には、物資の価格と計上し、別途、輸送費として計上しないこと。

(ウ) 当該都道府県以外の地区を輸送した費用については、原則として法第4条及び令第3条に規定する救助を行うために必要な輸送費に限られるので、真にやむを得ない事情があり、その他について輸送費が必要な場合は内閣府と連絡調整を図ること。

イ 輸送を行った際の通常の実費とは、災害により割引運賃が実施されている場合には、その運賃により、その他の場合は、特別な事情にない限り、国土交通省の許可を受けている料金によることを原則とする。

ウ 炊き出しその他による食品の給与のための輸送については、被災地までは食品販売業者等により行われるのが通例であり、被災地では、被災者や地域住民の相互扶助を中心に、地方自治体職員やボランティア等により行われるのが通常であることから、特別な輸送は想定していない。

ただし、離島や孤立した集落等への空輸を行うなど、通常的手段では給与できないような場合など、真にやむを得ない事情にあるものについては、最低限必要な輸送が認められるので、内閣総理大臣に協議すること。

エ 災害により利益を上げようとしたり、協力に応じないような者に対しては法第7条による従事命令により実費を弁償するなどし、適正な価格の維持に努めることも必要であるが、できる限り事前の話し合いによって了解の上、協力させるように努力すること。

(5) 対象

輸送費及び賃金職員等雇上費は、前述のとおり、原則として、法第4条及び令第3条に定める救助を行うため、基準告示に定める各救助を行うため支出できる費用にこれらの経費が含まれていない場合に限り、対象とするものである。

しかしながら、これらの経費が含まれている場合であっても、特別な事情があり、輸送費及び賃金職員等雇上費による支出を行うことができなければ、十分な救助がなし難い場合には、事前に内閣総理大臣に協議の上、承認を得て支出すること。

(6) 避難所への輸送

災害のため現に被害を受け又は受けるおそれのある者に対し、人命を保護するため安全な場所に避難させ、必要な物資などを供給する場合には、警察、消防をはじめ、その他のあらゆる機関を動員してなされるものであるが、これらで十分な救助がなし難い場合に、必要な要員の確保及び輸送並びに被災者及び物資の運搬について、別に輸送費及び賃金職員等雇上費を支出できる。

ただし、法第7条に基づき救助業務従事の命令を発した場合には、同条第5項による実費弁償が行われるので、ここでいう輸送費の対象とはならない。

(7) 他制度の輸送

法第4条及び令第3条に定める救助以外に使用された機械、器具及び資材等の輸送及び賃金職員等については、例え真に必要なものであっても、法第4条に定める救助と同様の効果が期待できるものであっても、他の制度等によるものであるため、原則として、法による救助に必要な輸送及び賃金職員等とは認められない。

ただし、法による救助に必要な機械、器具及び資材等として輸送したもの、また、法によ

る救助に必要な賃金職員等として雇い上げた者を、緊急やむを得ない場合でこれを利用することが効果的である場合に、これらを利用することを妨げるものではない。

この場合、一応の救助が終了した時点において、速やかに制度間の調整を図ることとなるが、原則として、当該輸送費については他の制度により費用を負担すべきであり、当該賃金職員等の雇上費については、原則として、法による救助業務に従事した時間と他の制度等による業務に従事した時間の割合で費用を負担すべきである。

16 実費弁償について

(1) 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当

業務に従事させた都道府県知事の統括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して、各都道府県が定めること。

イ 超過勤務手当、夜勤手当及び宿日直手当

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とする。

ウ 旅費

職種毎に前記アに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、都道府県旅費支給条例において定める額以内とする。

(2) 災害救助法施行令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内とする。

17 特別基準に関する処理について

特別基準については、文書をもって協議することとなっているが、通常直ちに文書をもって協議することが困難な緊急やむを得ない場合が多いことから、そのような場合には、電話やファクシミリ、Eメールにより申請し、事後速やかに文書をもって処理することとなっている。

ア この場合の文書番号及び日付については、本来は電話により申請した日のものとするべきであるが、災害という緊急時でもあるので、その日以降の文書番号及び日付として差し支えない。

ただし、この場合、原則として、申請書の記載にその旨（〇年〇月〇日の電話で申請し、〇年〇月〇日の電話で承認を得たものについて、文書をもって処理するものであること）を明記すること。

なお、電話により申請した日の文書番号及び日付とする場合には、内閣府においても電話にて承認した日の文書番号及び日付とする必要がある場合もあることから、事務に遺漏をきたさぬよう、内閣府と連絡調整を図り、その旨の確認を行うこと。

イ 特別基準の申請は、次により、いわゆる基準告示に定める救助の期間内に行うことを原則とする。

(ア) 基準告示に定める救助の期間内により難い場合

- ① 基準告示に定める救助の期間内により難い理由
- ② 必要とする救助期間

- ③ 期間延長を必要とする市町村別救助対象数
- ④ その他必要な事項
- (イ) 避難所の設置、被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与の季別により難しい場合
 - ① 季別の変更を要する理由とその季別
 - ② 季別の変更を必要とする市町村別救助対象数
 - ③ その他必要な事項
- (ウ) 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい場合
 - ① 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲により難しい理由
 - ② 輸送費及び賃金職員等雇上費の範囲に含める必要のある事項及びその期間
 - ③ その他必要な事項
- (エ) その他基準告示に定める程度、方法により難しい場合
 - ① 基準告示に定める程度、方法により難しい理由
 - ② 特別基準の内容
 - ③ その他必要な事項